

霧島市部設置条例の一部改正について

霧島市部設置条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月28日提出

霧島市長 前田 終止

霧島市部設置条例の一部を改正する条例

霧島市部設置条例(平成17年霧島市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条第3号を次のように改める。

(3) 市民環境部

第1条に次の1号を加える。

(8) 上下水道部

第2条第2号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カを削り、キをオとし、同条第3号を次のように改める。

(3) 市民環境部

ア 共生・協働の地域社会づくりの推進に関すること。

イ 国際交流に関すること。

ウ 環境保全及び環境衛生に関すること。

エ 戸籍、住民登録その他窓口業務に関すること。

オ 人権に関すること。

カ スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

キ 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)

第2条第4号中エをカとし、ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 国民年金に関すること。

エ 国民健康保険及び老人医療に関すること。

第2条第7号中カを削り、同条に次の1号を加える。

(8) 上下水道部

ア 下水道に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(霧島市環境対策審議会条例の一部改正)
- 2 霧島市環境対策審議会条例(平成17年霧島市条例第37号)の一部を次のように改正する。
第9条中「生活環境部」を「市民環境部」に改める。
(霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
- 3 霧島市水道事業の設置等に関する条例(平成17年霧島市条例第285号)の一部を次のように改正する。
第5条中「水道部」を「上下水道部」に改める。
(霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
- 4 霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例(平成17年霧島市条例第287号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「水道部」を「上下水道部」に改める。

(提案理由)

平成29年4月1日の組織機構の再編に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。